

## 議案第214号

## 反訴の提起に関する専決処分について

地方自治法第179条第1項の規定により、原告[ ]被告福岡市間の福岡地方裁判所[ ]  
[ ]債務不存在確認請求事件に関し、反訴を提起することについて、平成  
29年8月1日次のように専決処分した。

## 1 反訴の相手方

春日市[ ]  
[ ]

## 2 請求の要旨

- (1) 相手方は、本市に対し、金22,018,604円並びに別表金額の欄記載の各金額に対する同表支払日の欄記載の日からそれぞれ支払済みに至るまで年5分の割合による金員及び弁護士費用相当額金2,000,000円に対する反訴状送達の日翌日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は、相手方の負担とする。  
との判決及び仮執行宣言を求める。

## 3 事件の概要

- (1) 相手方は、平成27年7月8日、[ ](以下「[ ]」という。)の代表理事として、福岡市長に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)に基づく障害福祉サービスを行う指定障害福祉サービス事業者の指定を申請し、[ ]は、同年10月1日、当該指定を受けた。
- (2) 指定障害福祉サービス事業者の運営する事業所において、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の障害福祉サービスを利用した者(以下「利用者」という。)に対しては、法第29条第1項の規定に基づき、当該サービスを受けるために要した費用(以下「訓練等給付費」という。)が支給されること、その支給に当たっては、同条第4項の規定に基づき、当該利用者に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者の請求によりこれに支払うことができることとされている。なお、訓練等給付費の支払は、同条第7項の規定に基づき、本市から委託を受けた国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)により行われている。

- (3) 相手方は、[REDACTED]の代表理事として、平成27年11月1日ないし10日から平成28年10月にかけて、毎月1日ないし10日の間、訓練等給付費として別表金額の欄記載の各金額の支払を連合会に請求し、合計金20,018,604円を[REDACTED]名義の口座に振り込ませる方法により受領した。
- (4) 平成28年10月21日、福岡市長が、法第48条第1項の規定に基づき、調査を実施したところ、[REDACTED]は、その運営する指定障害福祉サービス事業所において、利用者の利用実績が全くないにもかかわらず、これがあるように装って、当該訓練等給付費を不正に受領していたこと（以下「本件不正受領」という。）が判明した。
- (5) そこで、本市は、平成28年12月27日、[REDACTED]に対し、法第8条の規定に基づき、不正に受領した当該訓練等給付費の返還及びこれに100分の40を乗じて得た額の支払を命じた。
- (6) これに対し、相手方は、平成29年4月28日、本市を被告として福岡地方裁判所に対し、本件不正受領について、不法行為に基づく損害賠償として金20,018,604円の債務を負担しないことを確認する訴えを提起した。
- (7) 本市としては、これに应诉するとともに、本件不正受領が実質的に相手方の不法行為に起因するものであることを勘案し、請求の要旨記載のとおり判決を求めて、反訴を提起するものである。

別表

対象月	金額	支払日
平成27年10月	円 248,758	平成27年12月18日
平成27年11月	600,452	平成28年1月20日
平成27年12月	614,747	平成28年2月19日
平成28年1月	1,209,077	平成28年3月18日

平成28年 2月	1,541,071	平成28年 4月20日
平成28年 3月	2,056,927	平成28年 5月20日
平成28年 4月	2,845,461	平成28年 6月20日
平成28年 5月	2,774,612	平成28年 7月20日
平成28年 6月	2,667,866	平成28年 8月19日
平成28年 7月	2,819,092	平成28年 9月20日
平成28年 8月	2,640,541	平成28年10月20日

上記について地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年 9月13日

福岡市長 高 島 宗 一 郎